

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市中京区西ノ京桑原町1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社島津製作所 代表取締役 中本晃			平成25年7月25日			
主たる業種	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業			細分類番号	2	7	3	9
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号							
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで							
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	エネルギーの管理を担当する生産支援本部企画部および地球環境管理室が温暖化対策を推進する							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,887.2トン	13,015.0トン	12,076.2トン	トン	-15.7	パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量		14,887.2トン	13,015.0トン	12,076.2トン	トン	-15.7 パーセント	
	実績に対する自己評価		24年度は23年度の節電の取り組みを継続すると共に、計画してた施策を実施することや、予定されていた試験が行えなかったこと、製品の生産量が予定していたほど伸びなかつたことなどで、基準年度よりも大きく削減することができた。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
工場	事業活動に伴う排出の量(連結売上高:億円)	5.89	4.89	4.57		-19.70	パーセント	
	事業活動に伴う排出の量()					パーセント		
実績に対する自己評価		24年度は23年度から売上高が0.8%悪化したが、排出量も7.2%減少したため原単位は23年度に比べ減少した。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	三条工場、基盤技術研究所(けいはんな)の建物の省エネ改修(断熱化、照明・空調設備の更新)工事を4棟実施した。						
	(24)年度	三条工場内の老朽化した空調の更新や、省エネ診断を活用したクリーンルームの運用改善を実施した。また、基盤技術研究所(けいはんな)においても、クリーンルームの運用改善を実施した。						
	(25)年度							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	これまででも通勤における自動車利用は駐車場の使用許可認定基準を設け、理由(病気、託児所への送迎など)がある者にのみ優先順位の高低を鑑み許可を与える、許可制を取っている。						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほとんどの社員は公共交通機関等を使用し通勤している。その上で、自動車等の通勤についてでは、従業員の個々の事由に対して配慮する必要があると考えたため本取組を継続する。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	トン				
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化を計画的に推進している。							
特記事項								

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。